

公益財団法人国際理解支援協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人国際理解支援協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は東京都千代田区に置く。

- 2 理事会の議決により、従たる事務所を必要の地に置くことができる。この事務所を変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の児童生徒に外国の文化・言語に接する機会を創造し、もって国際理解学習の充実・発展を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、「留学生が先生！」教育プログラム等を通して、次の事業を行う。

- (1) 外国人留学生を講師として学校等へ派遣し、国際理解学習等の支援を行うこと。
- (2) 機関誌の発行
- (3) その他、目的達成に必要な事業

- 2 本条の事業については、首都圏を中心に国内で行う。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取り扱いについては、理事会の決議による。

(基本財産の維持及び処分制限)

第6条 基本財産についてこの法人は適正な維持及び管理に努める。

- 2 基本財産は、その運用益を公的的事业及び管理費に充てるべきもので、原則としてこれを処分し、又は担保にしてはならない。

但し、やむを得ない理由があるときは、理事会の決議を経て、評議員の決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により承認を得た後、その全部もしくは一部を処分することができる。

(基本財産の管理、運用)

第7条 この法人の財産の管理、運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議を経なければならない。

(重要な財産の譲り受け)

第8条 重要な財産の譲り受けは、理事会の決議を経た後、評議員会の決議の承認を得て行うものとする。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 公益目的取得財産残額を算定した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに属する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次の①から④に該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。
 - ① 理事
 - ② 使用人
 - ③ 他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）

る者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する職員である者
④ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

ア 国の機関

イ 地方公共団体

ウ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

オ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

カ 特殊法人又は認可法人

3 評議員は、この法人の理事又は監事及び使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員1人当たり年報酬額10万円を超えない範囲とし、評議員会が定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(6) 定款の変更

(7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は定時評議員会として毎年度6月に1回開催する他、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集通知により招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会に会長を置き、会長が議長を務める。

なお、会長は評議員のなかから選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の採決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員としての決議に加わることはできない。

3 次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産等の処分又は除外の承認

(5) その他、法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事長が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 前項の書面及び電磁的記録については10年間備え置くものとする。

(報告の省略)

第23条 理事長が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、主たる事務所に10年間備え置く。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員の内から選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長にし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)による代表理事とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を専務理事及び2名以内を常務理事にし、法人法による業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係のあるものを含む。)及び評議員(親族その他の特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準じる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務執行の決定に参画する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行し、常務理事は、専務理事を補佐し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は

辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第32条 この法人は、役員の方法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額の範囲内とする。

第7章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事並びに常務理事の選定及び解職

- 2 理事長、専務理事、常務理事は、毎年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、執行状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事、常務理事、理事の順で理事会を招集する。

(議長・決議)

第36条 理事会の議長は理事長が務め、その決議は決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第37条 理事長が理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同

意の意思表示をしたとき、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

但し、監事が異議を述べたときには、その限りではない。

(株式の権利行使)

第38条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、主たる事務所に10年間備え置く。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局

(設置等)

第40条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議による。その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、定款に適合するための体制を除き理事長が定める。

第9章 定款の変更及び合併並びに解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の変更は、第21条3項の規定による。

3 前々項及び前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び13条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告の方法による。但し、事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 法人法及び認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は下記のとおりである。

代表理事	神内 良一
業務執行理事	小林 閏一
業務執行理事	富山 謙一

備考

- (1) 平成22年3月25日、「公益財団法人国際理解支援協会定款」制定
- (2) 平成22年6月3日、「附則3」の改定
- (3) この定款は公益財団法人国際理解支援協会の登記の日をもって施行する。
(登記日は平成23年3月22日)
- (4) 平成23年3月22日、第2条・第24条・第34条・第36条・39条・第45条・別表1の改定
- (5) 平成24年6月2日、第20条・36条・附則3の改定
- (6) 平成27年4月10日、附則3の訂正変更
- (7) 平成29年4月20日、第6条2項、第25条3項の改定